公共調達の適正化に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

			- M y る文正 	10万公女。た		フロ・ビス十月	【24年6月1日 	7」以以中:		PACAE ハーさ	ら ノンド 刊り	ノム所	
	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の 務等の名称及び ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		の商号又は名 称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由(企画競争又は 公募)	予定価格	予定価格 契約金額 落札率		再就職の 役員の数	D 公益法人の場合		備考	
	名称及び住所	名称及び住所				(円)	(円)	(%)	(A)	公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
	大阪労働局第1庁舎外 3件電話股備工事 大阪市中央区大手前4 -1-67外3件 H28.3.2~H28.3.31	支出負担行為担任為 担当官大部長 動品総 淳中央区 大手前4-1-67	H28.3.2		会計法29の3第 5項及び予算決 算及び会計令 第99条第2号	2,453,760	2,350,080	95.8%	-	-	-	-	
2	大阪市北区梅田1-	支出負担行為 担当員會大務部長 小大阪市中央区 大手前4-1-67	H28.3.2	ユニックス (株) 大阪市都島 区毛馬町4 -7-3	別紙1参照	4,525,200	4,471,200	98.8%	-	-	-	-	
3	更工事 大阪市中央区常盤町1 -3-8	支出負担行為 担当官大阪労 働局総 淳 小大阪市中央区 大手前4-1-67	H28.3.2	星光ビル管 理(株) 大阪市中央 区伏見町4 -4-1	別紙2参照	4,830,840	4,276,800	88.5%	-	-	-	-	

	別紙1
契約件名及び数量	梅田公共職業安定所空調設備外工事
随意契約によることとした理由	梅田公共職業安定所においては、雇用保険給付課に個別空調機が設置されておらず窓際の全館空調機しか無いため、空気がこもりやすいうえ、夏場は非常に暑く冬場は非常に寒い状況であり、利用者サービス及び空気環境保持の観点から、空調機の更新及び移設をする必要がある。また、梅田公共職業安定所にマザーズコーナーを設置することとなったため、既存のサポートコーナーに求人検索機や授乳室の設置等する等、子育て世代の女性がより一層利用しやすくなるように機能を拡充する必要がある。 上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である有限会社寺本不動産に申し出たところ、ユニックス株式会社を施工業者として指定しており、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式へ の移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、 競争性のある契約方式へ の移行予定年限	移行予定なし
備考	

	<b>別</b> 概2
契約件名及び数量	大阪労働局第2庁舎9・11・14階レイアウト変更工事
随意契約によることとした 理由	需給調整事業部においては、平成27年9月の労働者派遣法改正に伴う相談や労働者派遣事業の許可制への一本化による手続き等により窓口業務量の増加が見込まれることから、窓口スペースの拡充等を行う必要があるため、大阪労働局第2庁舎9階及び14階においてレイアウト変更工事を施工する必要がある。また、11階電子申請事務センターにおいては、相談員の増員に伴いハローワークシステムを増設するにあたり、電源の増設工事を施工する必要がある。上記工事を施工するにあたり、入居するビルの所有者である日本生命保険相互会社及び株式会社藤木工務店に申し出たところ、星光ビル管理株式会社大阪中央営業所を施工業者として指定しており、会計法第29の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式へ の移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、 競争性のある契約方式へ の移行予定年限	移行予定なし
備考	